



株式会社NOHYU 第二工場と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 180006 号)

株式会社NOHYU 第二工場 と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

株式会社NOHYU 第二工場は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組みについて、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成 30 年 7 月 3 日

株式会社NOHYU
代表取締役

小山内 清

札幌市
市長

秋元 克広

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 従事者の「自主点検表」による衛生・健康チェックを行った上で作業に従事しています。
- 外部委託による月 1 回の衛生検査の実施と定期的な検便を実施しています。
- 商品の品質管理を行う上で原材料は表示等を確認し、適切な保管と先入れ先出しを行っています。
- 保管場所の冷蔵庫、冷凍庫の温度管理を毎日行い記録します。
- 施設内の清掃、作業台や器具類の洗浄・殺菌を行い、常に清潔な状態を保ちます。